

健康診断の実施について

事業者は、労働者が業務によって健康障害を発症したり、疾病を増悪させることを防ぐために、健康診断によって労働者の健康状態を的確に把握し、その結果等を踏まえて、労働者の健康管理を適切に行う必要があります。労働安全衛生法等では、1年以内ごとに1回（一般定期健康診断の場合。特殊健康診断の場合は6月以内ごとに1回。）、これら健康診断等を行うことを事業者に義務付けていて、実施義務が免除されるものではありません。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響等によって健康診断実施機関等の予約が取れない場合など、やむを得ず法定の期日までに健康診断を実施することが困難な場合も考えられるところです。そのような場合には、健康診断実施機関と協議の上、できるだけ早期に健康診断を実施できるよう実施計画を立て、計画に基づいて実施する必要があります。

なお、実施計画を立てるに当たっては、昨年度以降の健康診断実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てるとともに、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施していただくとともに、労働者が新型コロナウイルス感染症を気にして受診を控えようとしている場合は、健康診断の会場では換気や消毒を行うなど感染防止対策に努めていることを説明していただき、受診を促してください。

また、健康診断実施後、健康診断実施機関から結果が届き次第、遅滞なく労働基準監督署まで、所定の報告様式にてご報告をお願いします。